

## ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険 I 型2003  
特別加算金付最低保証年金特約1510型

引受保険会社



THE  
HARTFORD  
ハートフォード生命保険株式会社

## お客さまが負うことになる投資リスクについて

ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)は、一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託では、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績により死亡保険金額や積立金額、将来の年金額が変動することから、株価や債券価格の下落、為替相場の変動により、積立金額および解約払戻金額などの受取総額が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

## 諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用」)」と「年金の支払期間中の費用(「年金管理費」)」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

### 【すべての契約者にご負担いただく費用】

時 期	項 目	内 容	費 用
積立期間中 (毎日、積立金額から控除)	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して <b>年率2.36%</b>
積立期間中 (毎日、信託財産から控除)	運用関係費用※	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託報酬は投資信託の 信託財産に対して <b>年率0.42%</b> <b>(税抜 年0.40%)</b>

※ 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります(詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください)。

※ その他、お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生時に金額や割合を確定することが困難なため表示できません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定ユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産の変動等により将来変更される場合があります。

### 【年金支払開始日以後にご負担いただく費用】

時 期	項 目	内 容	費 用
年金の支払期間中 (年金支払の都度、 責任準備金から控除)	年金管理費	年金支払の管理にかかる費用	年金額の1%
相続年金の支払期間中 (年金支払の都度、 責任準備金から控除)	年金管理費	相続年金支払の管理にかかる費用	相続年金額の1%

### 【特定の契約者にご負担いただく費用】

時 期	項 目	内 容	費 用
解約・一部解約時 (解約・一部解約時の積立金額 または一部解約請求額から控除)	解約控除	ご契約日(増額日)からその日を含めて7年未満に解約・一部解約(特別払戻を除く)をされた場合にかかる費用	解約控除対象額に対して、 経過年数に応じて定められた下記の解約控除率を 乗じた額

### 〈解約控除率表〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

### 【終身保障に移行した場合の費用】

保険関係費用は積立金額に対して**年率2.10%**となります。

\* 特別加算金付最低保証年金特約を付加した商品では、終身保障に移行した場合は特別加算金付最低保証年金特約が消滅するために保険関係費用が変更されます。

## その他ご留意いただきたい事項について

・この商品は、長期(15年以上)に渡って運用を行った後に、年金として長期(10年以上)に分割受取する等の所定の条件を満たすことにより、年金保証額(基準年金総額)と特別払戻※累計額(定期受取累計額を含む)を合計した受取総額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。主契約による年金の受取方法(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金、一時金付終身年金)へ変更した場合や年金支払開始日以降に年金を一時支払により受け取る場合には、一時払保険料相当額の保証はありませんので受取総額が一時払保険料相当額を下回るリスクがあります。

※「特別払戻」とは、契約日の1年後から可能となる、年間で特別払戻基準額(一時払保険料相当額)の3%以内の一部解約で、解約控除は適用されません。

・ご契約の解約・一部解約(特別払戻を除く)を行った場合、解約払戻金に最低保証はありません。

# ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)のしくみ

「受取総額(定期受取累計額と年金保証額の合計額)は一時払保険料相当額を最低保証」が特長です。

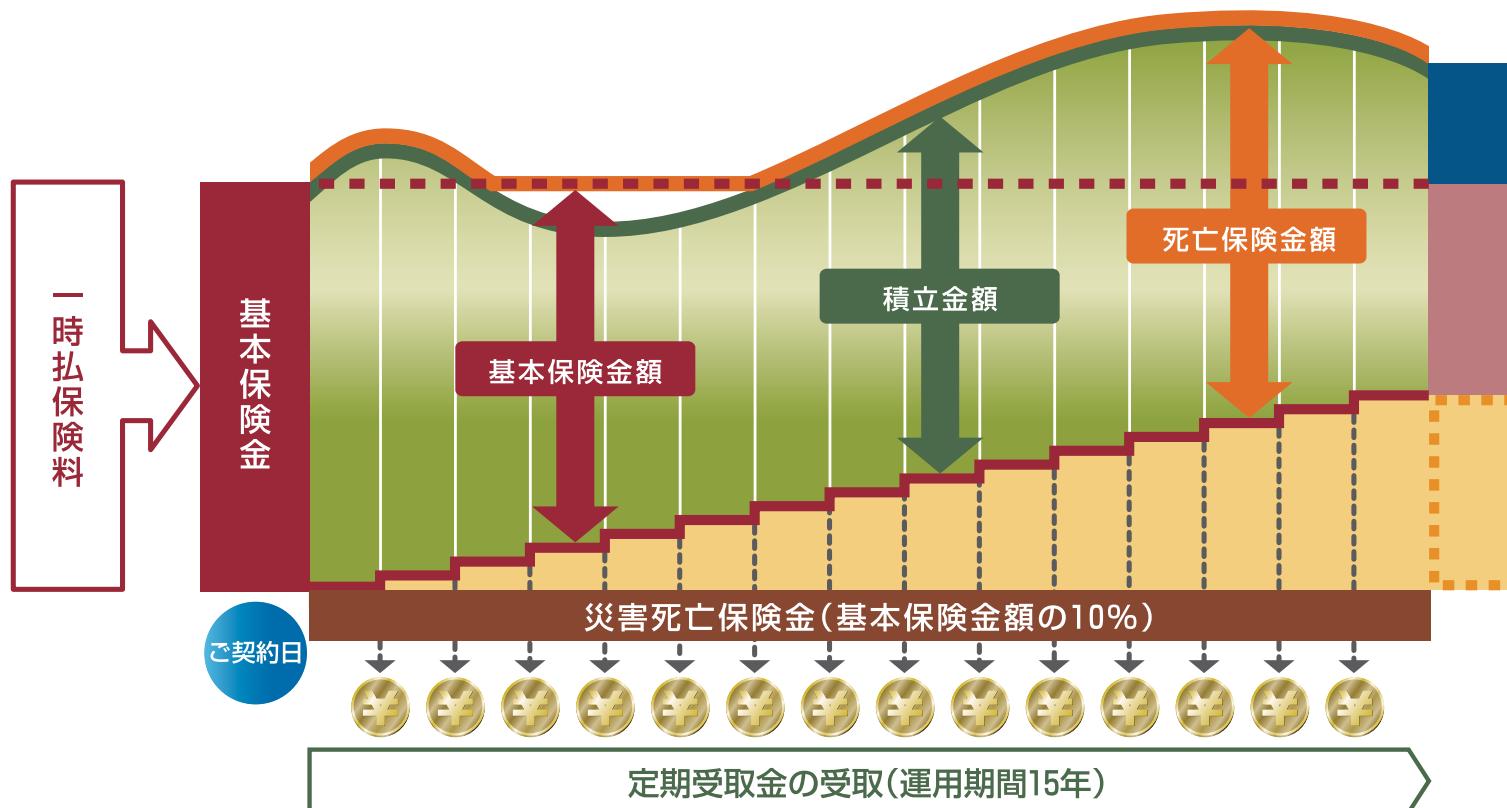
## ■ 運用期間中のしくみ

### 特徴 1

株式の組入比率を60%とした専用の特別勘定により、安定的な収益を追求

特別勘定の資産の安定的な成長を目指して、「株60型」では株式の組入比率を60%(うち外国株式※50%)とし、グローバルな成長機会を享受できるバランスファンドの資産配分となっています。※為替ヘッジあり

【定期受取プランで、運用が好調であった場合のイメージ図】



### 特徴 2

「定期受取」機能により契約日の1年後から一定の金額を受取可能

契約日の1年後の契約応当日以後、毎年、一時払保険料相当額の3%を受け取ることができます。

\*「定期受取プラン」は、ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)の機能の1つである定期受取を利用するプランです。

\*「据置運用プラン」は、ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)の機能の1つである定期受取を利用しないプランです。

- ・この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- ・このイメージ図は増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- ・基本保険金額は、増額があった場合は増額の一時払保険料分増額し、一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額のなお、契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約があった場合の基本保険金額は、その累計額を差し引

「商品パンフレット」では ●積立期間を「運用期間」 ●年金支払開始日を「年金受取開始日」 ●年金支払期間を「年金受取期間」



## お客様が負うことになる投資リスクについて

ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株60型）は、一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託では、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績により死亡保険金額や積立金額、将来の年金額が変動することから、株価や債券価格の下落、為替相場の変動により、積立金額および解約払戻金額などの受取総額が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

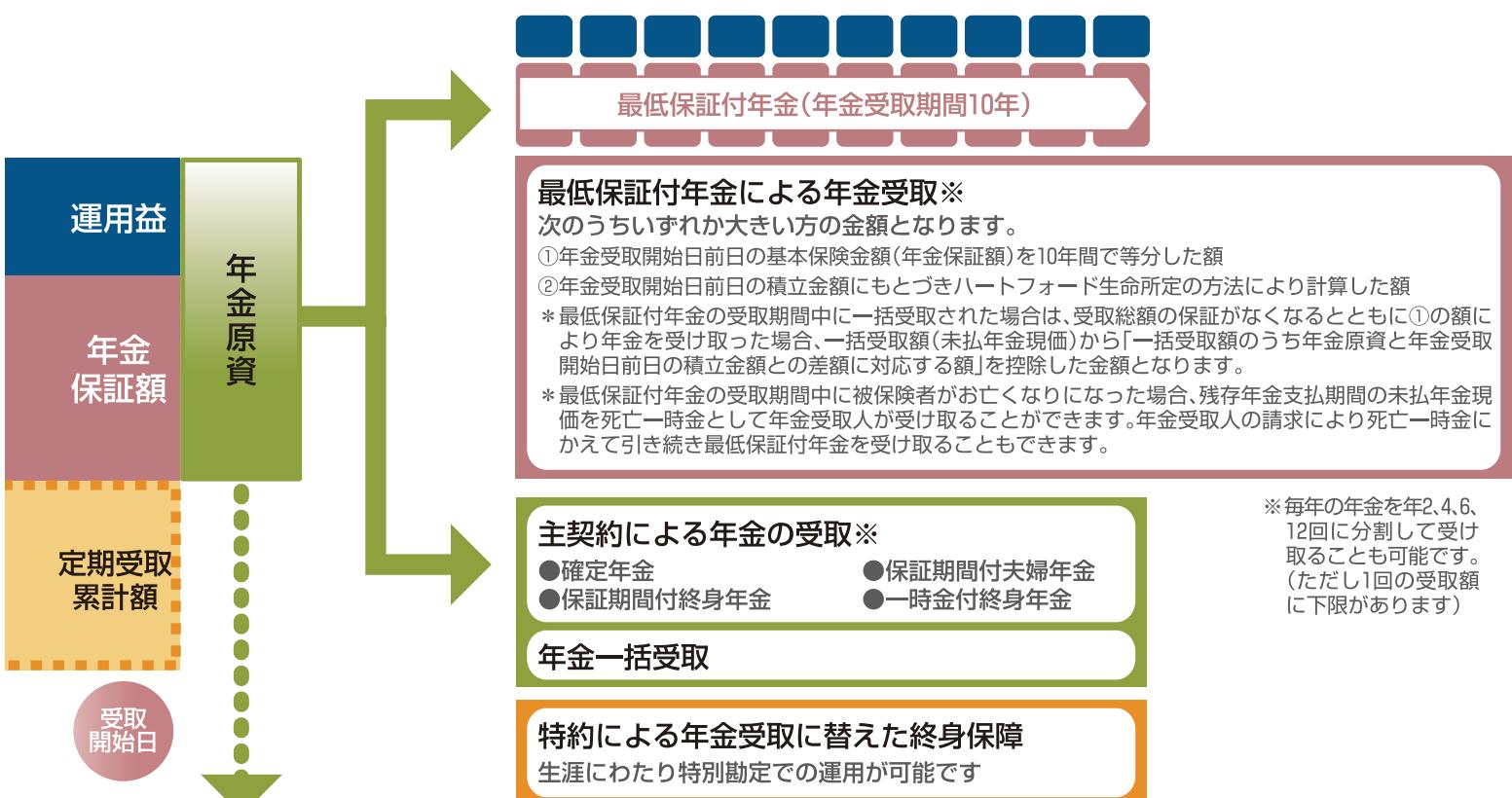
### ■ 年金の受取開始日以後のしくみ

**特徴  
3**

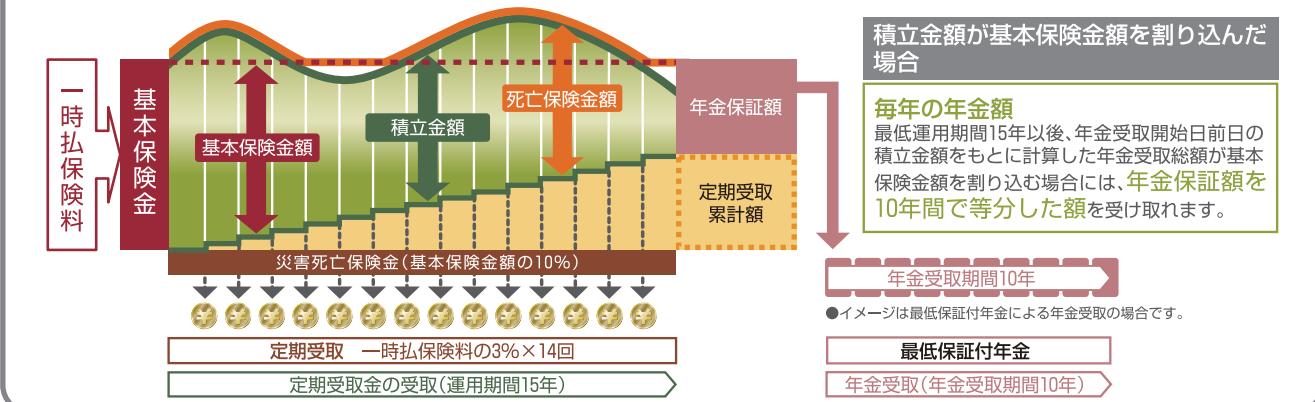
#### 受取総額は一時払保険料相当額を最低保証

運用期間中の運用成果が思わしくない場合でも、年金受取総額は基本保険金額を最低保証します。定期受取を利用した場合には、定期受取累計額と年金保証額の合計である受取総額で、一時払保険料相当額を最低保証します。

\*受取総額が最低保証されるのは、運用期間15年以上(90歳まで)で、最低保証付年金の受取期間が10年以上等、所定の条件を満たした場合です。



【定期受取プランで、運用が思わしくなかった場合のイメージ図】



3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合は一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。  
いた金額となります。

●基準年金総額を「年金保証額」 ●自動特別払戻を「定期受取」と表記しています。

## 特別勘定について

### 株式

- 内外株式への分散投資により、世界の成長機会を享受。
- 世界株式を主たる収益の源泉とします。

### 債券

- 外国債券中心で内外債券への幅広い分散投資。
- 運用成績の安定化を図ります。

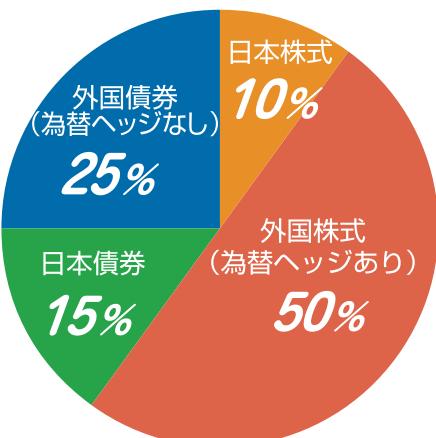
### 為替

- 為替リスクを資産比率25%※に設定。

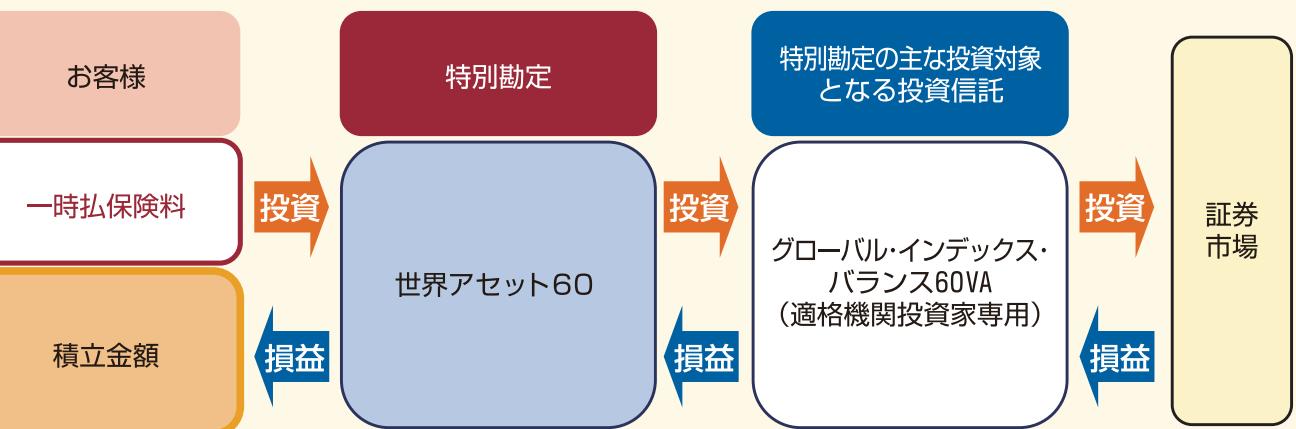
※外国株式部分は為替ヘッジを行いますので、実質的な外貨建資産は外国債券(為替ヘッジなし)の部分となります。

基本資産配分は、

- 日本株式 10%
- 外国株式 50%(為替ヘッジあり)
- 日本債券 15%
- 外国債券 25%(為替ヘッジなし)



## 運用のイメージ



## ■ 特別勘定が主に投資する投資信託

【世界アセット60】が主に投資する投資信託

### グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)<sup>※1</sup>

【運用会社】

野村アセットマネジメント株式会社

#### 運用方針、リスク等

内外の株式、内外の債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

各資産の運用は後述の括弧内のインデックスへの連動性に配慮したインデックス運用です。

各資産配分比率は、国内株式(TOPIX)10%、外国株式(MSCI-KOKUSAI(円ベース・為替ヘッジあり))50%、国内債券(NOMURA-BPI総合)15%、外国債券(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))25%を基本とし、原則1ヵ月毎に比率調整を行います。

原則、外国株式への投資分については為替ヘッジを行い、それ以外の投資については行いません。

各インデックスを上記各比率で合成した合成指数を参考指標とします。

価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。

#### ▶ 運用会社のご紹介

野村アセットマネジメントは、1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社と野村投資顧問株式会社が合併して発足した、野村グループの資産運用会社です。

お客様のニーズにあった商品開発、運用調査と顧客基盤のグローバル化に積極的に取組むとともに、リスクマネジメントとコンプライアンス遵守の徹底を図り、日本を代表する資産運用会社としての実績を築いています。

#### ▶ 運用関係費用<sup>※2</sup> 0.42%(税抜0.40%)

特別勘定が投資する投資信託の信託財産に対して所定の率を乗じた額が毎日、積立金額から控除されます。

※1 適格機関投資家専用に設定される投資信託です。

※2 その他運用に関する費用としては、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等が含まれます。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

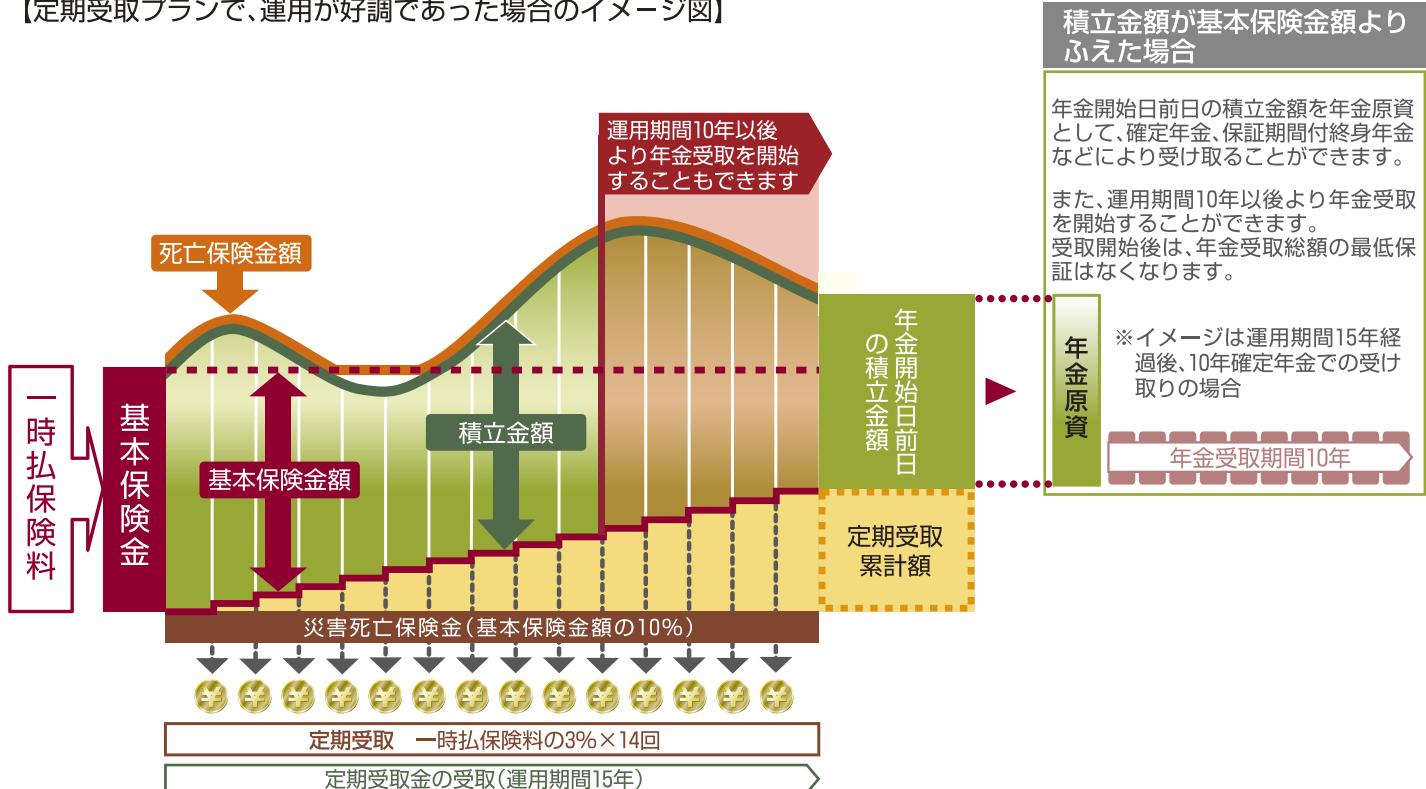
・特別勘定および主な投資対象となる投資信託の内容が変更になることもあります。

・特別勘定の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

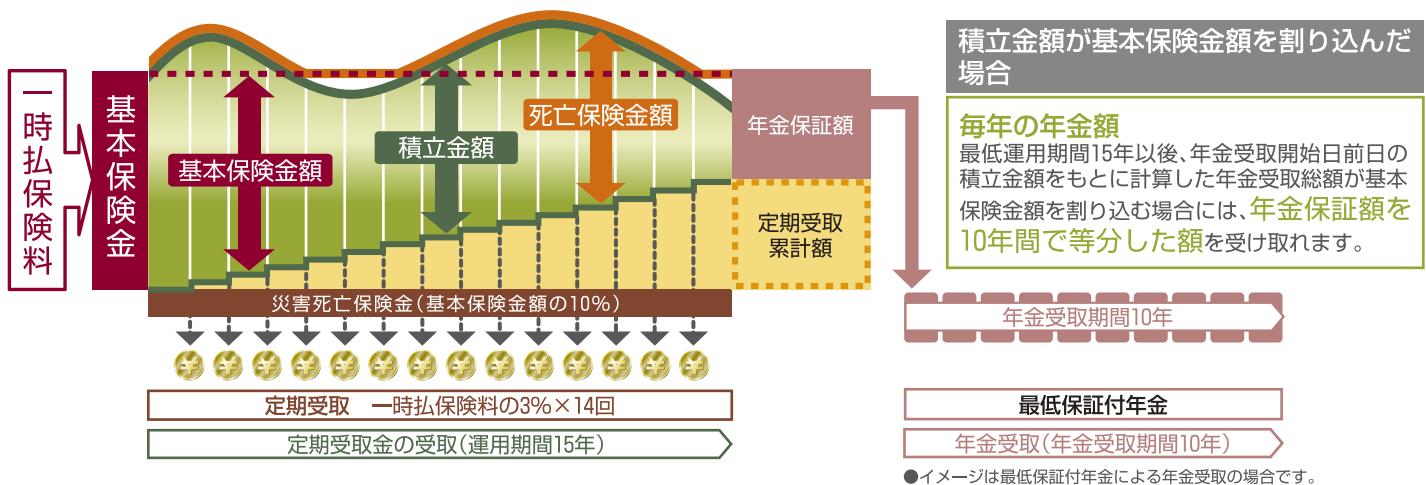
# 定期受取プランのしくみと特徴

## 定期受取プランのしくみ

【定期受取プランで、運用が好調であった場合のイメージ図】



【定期受取プランで、運用が思わしくなかった場合のイメージ図】



- 運用期間中に解約・一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合や最低保証付年金による年金受取以外の年金受取方法を選択した場合、最低保証付年金を一括受取した場合等には、受取総額は最低保証されません。

\*「定期受取プラン」は、ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)の機能の1つである定期受取を利用したケースを想定したものであり、「据置運用プラン」と異なる商品性を表すものではありません。

・この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。

・このイメージ図は増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

・基本保険金額は、増額があった場合は増額の一時払保険料分増額し、一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約があった場合の基本保険金額は、その累計額を差し引

## 『定期受取』について

①契約日の1年後からの受取が可能です。

契約日の1年後の契約応当日以後、運用期間中に毎年、一時払保険料相当額の3%を受け取ることができます。

②「毎月の定期受取」が可能です。

定期受取は、一時払保険料相当額の3%を定時定額で自動的に受け取ることが可能です。受取分割回数(周期)は、年1回(毎年)、年2回(半年毎)、年4回(3カ月毎)、年6回(2カ月毎)、年12回(毎月)から選択できます。

③解約控除の適用はありません。

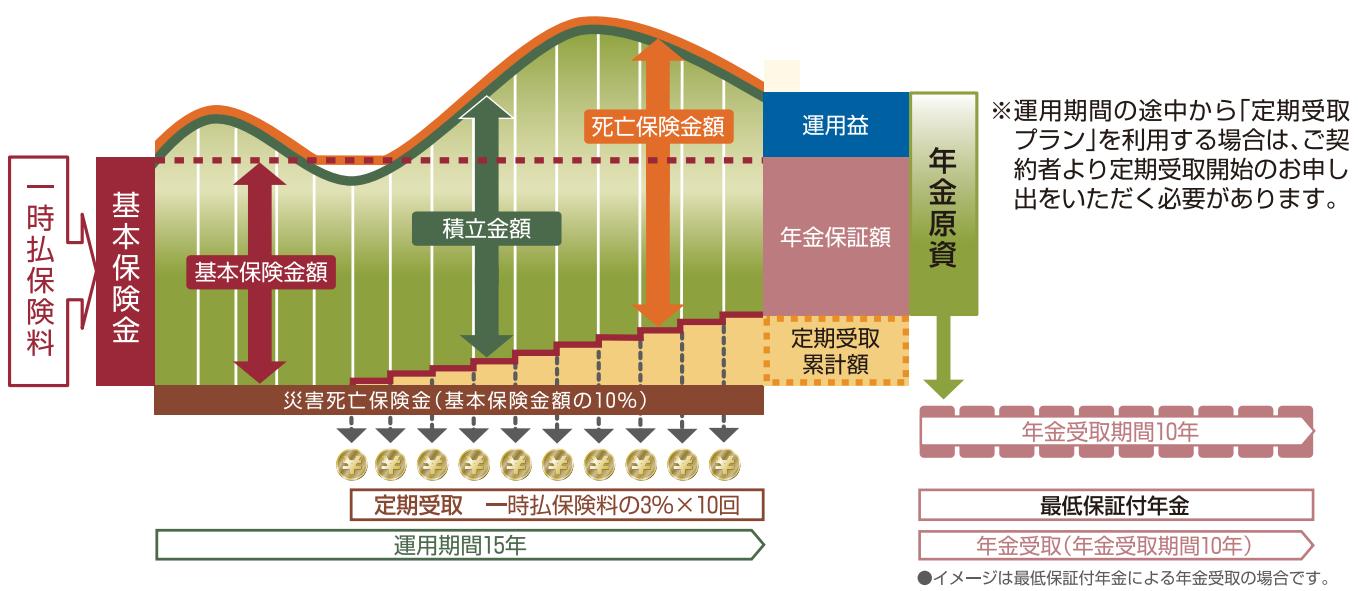
※定期受取は運用期間途中での開始、受取開始後の中断や再開等のご利用ができます。

## <注意事項>

- 定期受取を利用した場合、年金保証額および死亡保険金の最低保証額は、一時払保険料相当額から定期受取累計額を差し引いた額(基本保険金額)となります。
- 一時払保険料相当額から定期受取累計額を差し引いた額が100万円、積立金額が50万円を下回る定期受取はできませんので注意ください。
- 一部解約(定期受取を除く)をした場合、定期受取は停止します。ただし、再開ご請求受付日以後、最初の年単位の契約応当日から定期受取を再開することができます。
- 定期受取金の受取期間中に増額をした場合、増額保険料相当額を反映した定期受取金は、増額日の直後に到来する契約応当日からのお受け取りとなります。
- 契約日より5年以内に定期受取を行う場合は、定期受取の差益部分が源泉分離課税の対象となります。この場合、源泉分離課税後の受取額がご指定の額となるように調整を行います。積立金額はご指定の額に源泉分離課税相当を調整した額を加えた金額が減少します。
- 契約日より5年超に定期受取を行う場合は、定期受取の差益部分が雑所得(総合課税)の対象となります。税引後の定期受取金は、ご指定の額を下回ることがあります。したがって、税引後での定期受取累計額と年金保証額の合計額は一時払保険料相当額を下回る場合があります。

## 運用期間の途中から「定期受取プラン」を利用することも可能です

【ご契約日より5年後から定期受取プランを利用した場合のイメージ図】



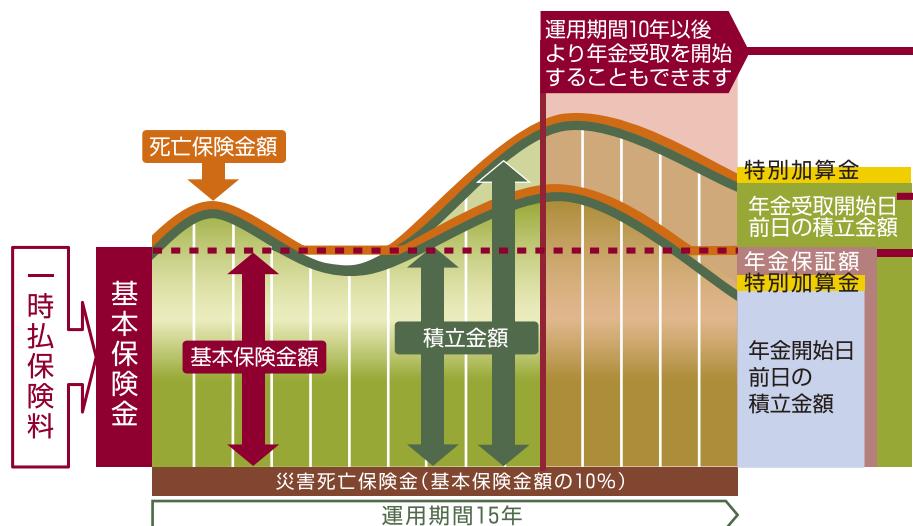
3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合は一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。  
いた金額となります。

# 据置運用プランのしくみと特徴

## ■ 据置運用プランのしくみ

「据置運用プラン」は、ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)の機能の1つである定期受取(一部解約を含む)を一度も利用しないケースを想定したプランです。

【据置運用プランのイメージ図】



- 運用期間中に解約・一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合や最低保証付年金による年金受取以外の年金受取方法を選択した場合、最低保証付年金を一括受取した場合等には、受取総額は最低保証されません。

### ↑ 積立金額が基本保険金額(一時払保険料相当額)よりふえた場合

運用期間10年以後、確定年金、保証期間付終身年金などにより受け取ることができます。年金受取方法変更後は、年金受取総額の最低保証はなくなります。

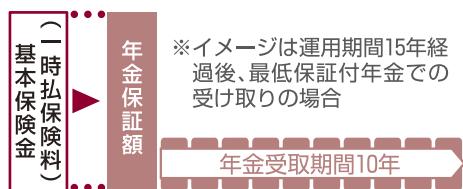
※イメージは運用期間15年経過後、5年確定年金での受け取りの場合



### ↑ 積立金額が基本保険金額(一時払保険料相当額)を割り込んだ場合

#### 毎年の年金額

最低運用期間15年以後、年金受取開始日前日の積立金額をもとに計算した年金受取総額が基本保険金額(一時払保険料相当額)を割り込む場合には、年金保証額を10年間で等分した額を受け取れます。



## 『特別加算金』について

所定の条件を満たした場合、積立金額に「特別加算金」が加算されます。

### ● 特別加算金の加算条件

- ①定期受取を含む一部解約がないこと
- ②年金受取もしくは終身死亡保障へ移行していないこと
- ③契約が有効に継続している(消滅していない)こと

### ● 特別加算金額

毎日の保険関係費用のうち、定期受取にかかる特約部分の累計額

※特別加算金額の1日分 = 前日末積立金額×年0.20%÷365

### ● 特別加算時期・対象期間

- ①最低運用期間終了時まで被保険者が生存した場合  
最低運用期間終了時に、ご契約日からその時点までに相当する加算
- ②最低運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合  
被保険者がお亡くなりになった時に、ご契約日からその時点までに相当する加算
- ③最低運用期間を超えて運用する場合  
運用期間終了時、被保険者死亡時、終身死亡保障移行時に、最低運用期間終了時からその時点までに相当する加算

・この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。

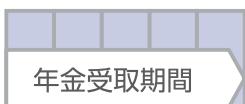
・このイメージ図は増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

・基本保険金額は、増額があった場合は増額の一時払保険料分増額し、一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約があった場合)の基本保険金額は、その累計額を差し引

## 最低保証付年金以外の年金受取方法について

最低運用期間経過後以下の4種類の年金受取方法に移行することができます。  
移行後は年金受取総額の最低保証はなくなります。

### ①確定年金



年金受取期間は5年、10年、15年、20年の中から選択。  
年金受取期間中に被保険者が死亡した場合は未払年金現価を死亡一時金として受け取れます。

### ②保証期間付終身年金



保証期間は5年、10年、15年、20年の中から選択。  
保証期間中に被保険者が死亡した場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金として受け取れます。

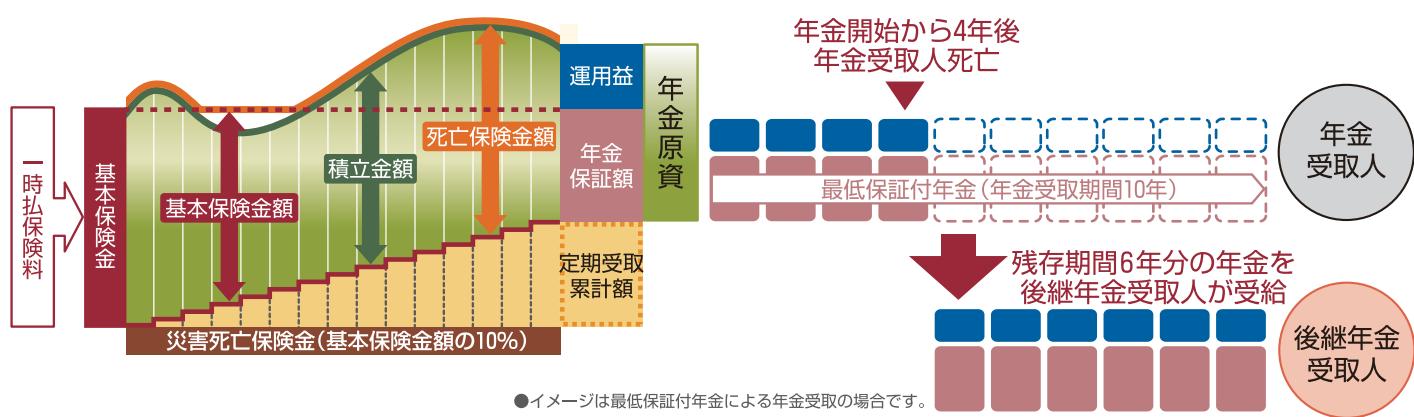
\*年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日前日の積立金額をもとに、年金受取開始日における基礎率(予定期率・予定期死率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

- 一括受取について 毎年の年金受取に代えて、まだ受け取っていない残存保証期間(確定年金の場合は残存年金受取期間)中の未払年金現価を一括受取することができます。
- 分割受取について 每年の年金を2、4、6、12回に分割して受け取ることができます。  
(ただし1回の受取額は10万円以上、定期受取を利用した場合、1回の受取額は6万円以上で取扱)

## 後継年金受取人指定特約について

年金の権利を承継する「後継年金受取人」を契約者が事前に指定することができます。

【定期受取プランのイメージ図】



3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合は一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。  
いた金額となります。

# 運用期間中の死亡保障のしくみ

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金は基本保険金額が最低保証されます。

## ▶ 死亡保険金

被保険者がお亡くなりになった日の、

①積立金額(「据置運用プラン」で所定の条件を満たす場合、特別加算金が加算されます。)

②基本保険金額

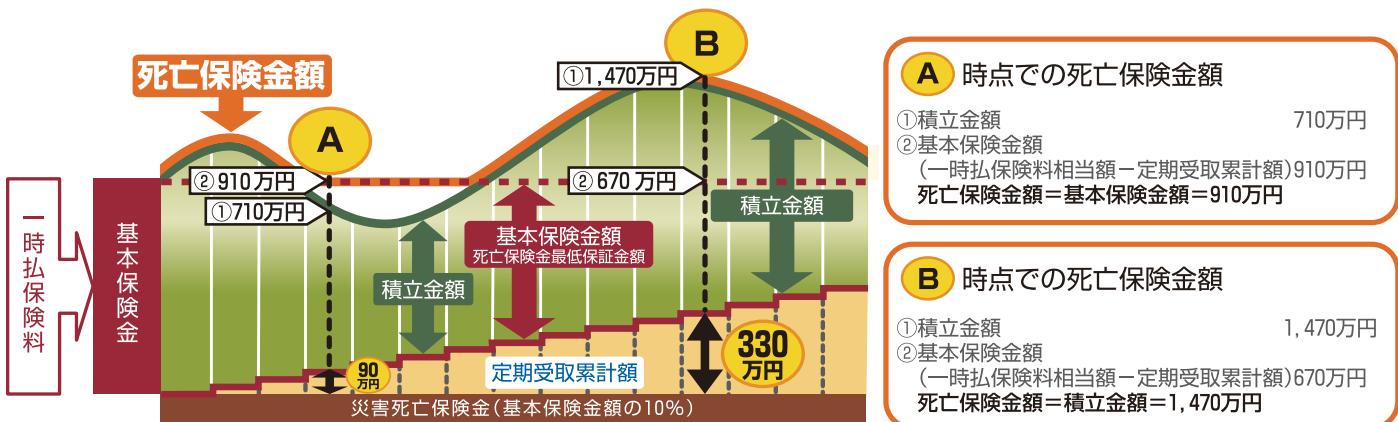
のうちいちずれか大きい方の金額となります。

※ご契約日からその日を含めて8日以内(8日目が非営業日である場合は翌営業日まで)に被保険者がお亡くなりになった場合には、基本保険金額となります。

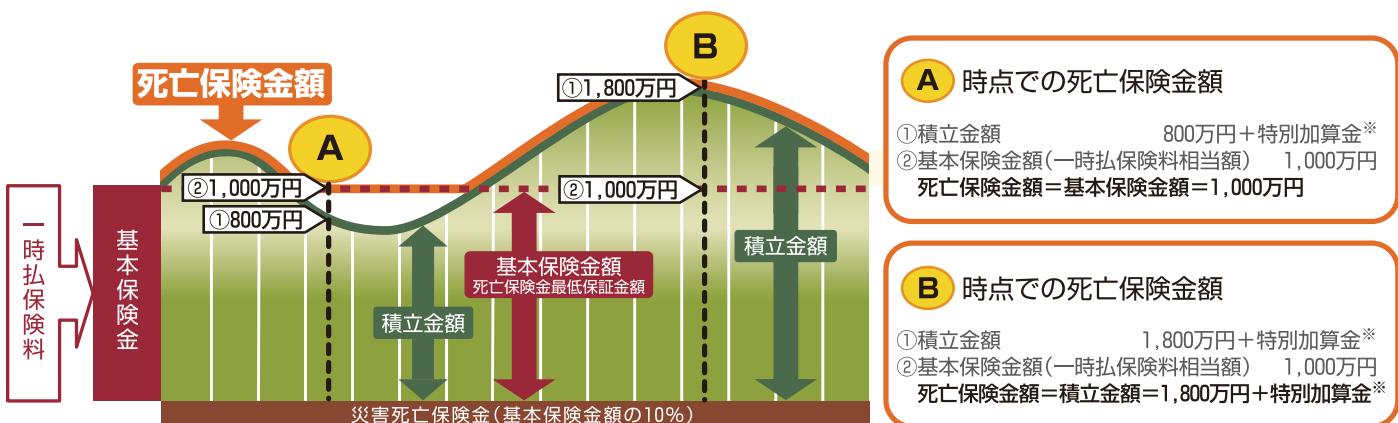
## ▶ 災害死亡保険金

不慮の事故等によってお亡くなりになった場合は、死亡保険金に基本保険金額の10%が加算されます。

【定期受取プランの死亡保障イメージ図】



【据置運用プランの死亡保障イメージ図】



※特別加算金は、運用期間中に一部解約(定期受取を含む)の取扱を行わなかった場合、積立金額に加算されます。

・この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。

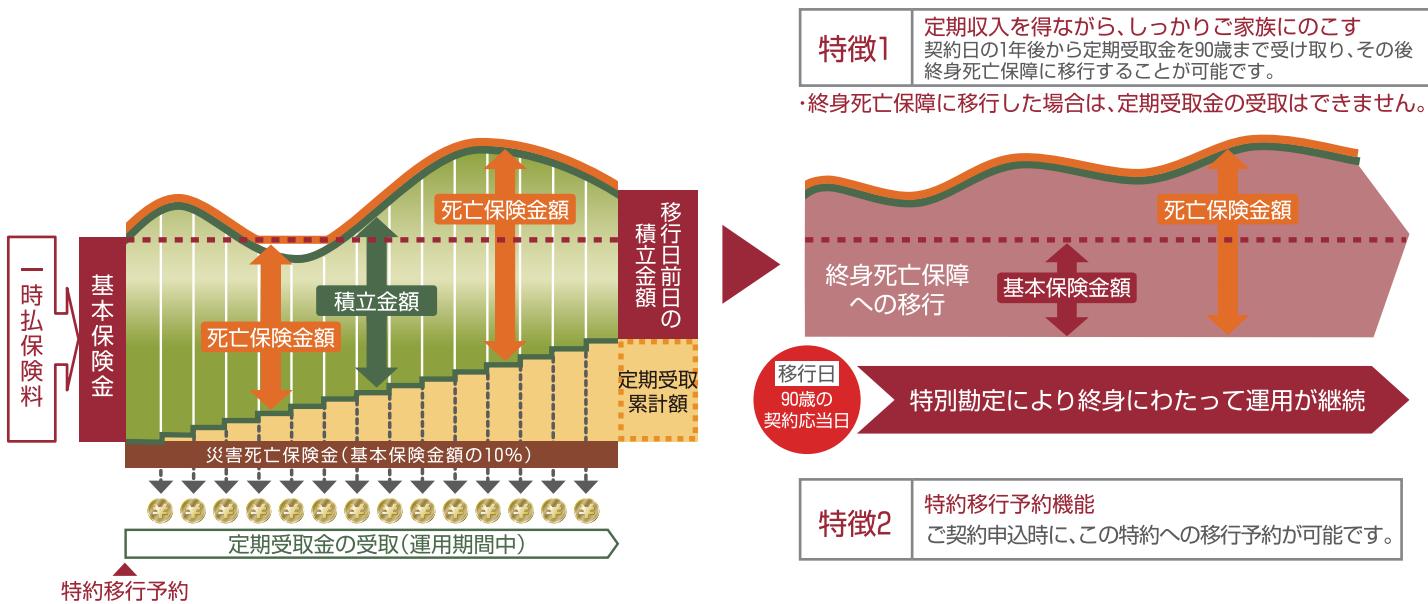
・このイメージ図は増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

・基本保険金額は、増額があった場合は増額の一時払保険料分増額し、一部解約(契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額のなお、契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%以内の一部解約があった場合の基本保険金額は、その累計額を差し引

## 終身保障特約について

被保険者が90歳の契約応当日に、年金受取に替えて終身死亡保障に移行できます。

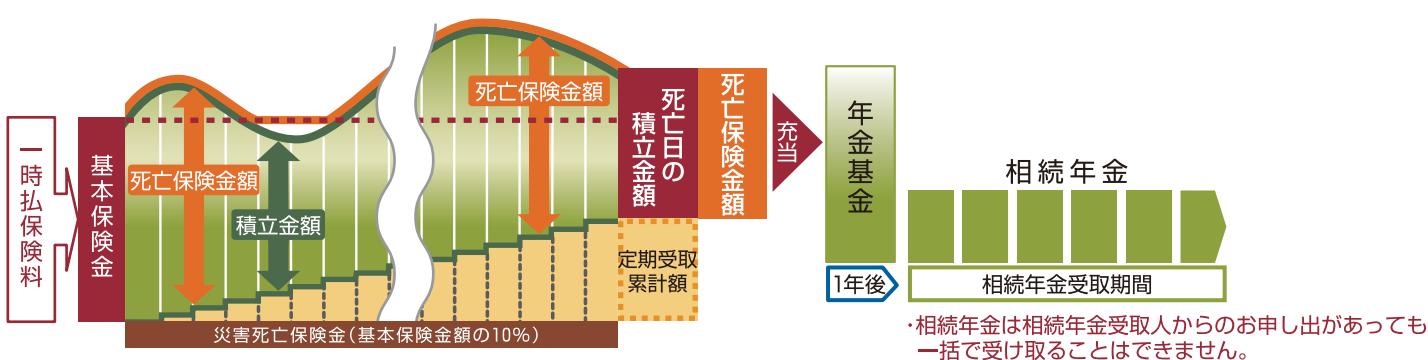
【定期受取プランで、終身保障特約の移行予約をした場合のイメージ図】



## 相続年金支払特約について

ご家族に死亡保険金(災害死亡保険金)を『年金でのこす』ことを指定できます。

【定期受取プランで、相続年金支払特約(年金基金充当割合100%)を付加した場合のイメージ図】



### ■相続年金

死亡保険金(災害死亡保険金を含みます)を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。  
ご契約者が年金基金に充当する割合を死亡保険金(災害死亡保険金を含みます)の100・75・50・25%の範囲で選択できます。

### ■相続年金受取期間

ご契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から指定できます。  
ただし、最終の年金受取日における年金受取人の年齢は105歳までとなります。

3%以内の一部解約をした場合を除く)があった場合は一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。  
いた金額となります。

# 税金のお取り扱い

(平成19年7月現在:将来変更となることもあります)

## ▶ 生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。他の保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

## ▶ 解約(定期受取を除く)時の差益に対する課税

	ご契約後解約までの期間	年金種類	税金の種類
解約または一部解約	5年以内	最低保証付年金	20%源泉分離課税
	5年超		所得税(一時所得) + 住民税

※終身死亡保障移行後に解約または一部解約した場合は、所得税(一時所得) + 住民税の課税対象となります。

## ▶ 定期受取時の差益に対する課税

	ご契約後受取までの期間	年金種類	税金の種類
定期受取	5年以内	最低保証付年金	20%源泉分離課税
	5年超		所得税(雑所得) + 住民税

## ▶ 死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
A	A	相続人(配偶者など) → (注)	相続税
		相続人以外	
	B	A(契約者本人)	所得税(一時所得) + 住民税
		C(契約者・被保険者以外の人)	贈与税

(注)他の生命保険金と合算して死亡保険金の相続税非課税枠(500万円×法定相続人数※)の適用が可能です。

※この法定相続人数とは、相続の放棄があった場合でも、放棄がなかったものとした場合の相続人数のことといいます。

## ▶ 年金受取時の課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者が年金受取人の場合	毎年の年金受取時		所得税(雑所得) + 住民税
	確定年金 最低保証付年金		所得税(一時所得) + 住民税
	保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金		所得税(雑所得) + 住民税
契約者が年金受取人ではない場合	年金の受取開始時		贈与税
	毎年の年金受取時		所得税(雑所得) + 住民税

## <注意事項>

これら税金のお取り扱いについては、平成19年7月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来的に計算方法・税率等が変わる場合がありますのでご注意ください。税金のお取り扱いの詳細につきましては、税務署等にお問い合わせください。

## 定期受取時の差益に対する課税の取扱い

●定期受取は一部解約の一種ですが、自動で受け取る場合、支払時期を予め定めて定期的に受け取ることになるので差益に対して雑所得として課税されます。

①ご契約日から5年以内の定期受取額については、雑所得の金額に対して、20%源泉分離課税となります。

ただし、実際の定期受取額は税引後の金額でご指定の定期受取相当額となるよう調整されます。

②ご契約日から5年超の定期受取額については、雑所得の金額に対して、総合課税されます。

### <注意事項>

定期受取累計額と年金保証額を合計した受取総額の一時払保険料相当額の最低保証は、税引前のものです。運用期間中で契約後5年を超える場合の定期受取額は、運用実績に応じて雑所得として課税(総合課税)されることがあり、課税相当額の調整を行なっていないため、税引後の受取総額は一時払保険料相当額を下回る場合があります。

【関係法令通達等】 所得税法第174条第8号、同法第175条第1号、地方税法第71条の5、同法第71条の6、所得税基本通達174-4、平成14年6月7日付東京国税局課税総括課長名による弊社宛文書回答「課一總第69号[変額個人年金保険に関する課税上の取扱いについて]」3.変額個人年金保険を定期的に一部解約した場合(定時定額引出)の課税上の取扱いについて、平成19年1月25日付東京国税局課税第一部審理課回答(口頭)より

$$\text{雑所得の金額} = \text{定期受取額} - \text{必要経費}^*$$

雑所得の  
計算式

$$* \text{必要経費} = \text{定期受取額} \times \frac{\text{一時払保険料}}{\text{定期受取額受取時における次に掲げる金額のうちいずれか高い方の金額}}$$

(過去に必要経費として算入した部分は除く)  
①積立金額  
②基本保険金額

【関係法令】所得税法第35条、所得税法施行令第183条

## 定期受取時の差益に対する課税の計算例

【関係法令】所得税法第35条、所得税法施行令第183条

前提  
条件

一時払保険料1,000万円を支払って、「ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)」に加入。年1回の定期受取を選択。運用実績が年4%(保険関係費用、運用関係費用控除後、年複利)で推移した場合。

・下記計算例の数値は、例示された運用実績が一定に推移したものと仮定しており、将来の積立金額等をお約束するものではありません。また、実際の税額を示したものではありません。

ご契約1年後の定期受取の具体的計算例・他に雑所得がないものとします。

$$\begin{aligned}\text{必要経費} &= 301,810\text{円}^*(\text{調整後の定期受取額}) \times \frac{1,000\text{万円}(一時払保険料)}{1,040\text{万円}(定期受取時の積立金額)} \\ &= 301,810\text{円} \times 0.97(\text{小数点第3位以下切り上げ、第2位まで算出}) = 292,756\text{円}\end{aligned}$$

$$\text{雑所得の金額} = 301,810\text{円} - 292,756\text{円} = 9,054\text{円}$$

$$\text{源泉徴収税額} = 9,054\text{円} \times 20\% = 1,810\text{円}$$

※ご指定の定期受取額に源泉分離課税に対応するための調整係数を乗じた額です

**ご指定口座に振り込まれる定期受取額=301,810円-1,810円=300,000円**

### 【ご契約日からの経過年数ごとのシミュレーション】

ご契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年
定期受取時の積立金額①	10,400,000円	10,502,117円	10,605,772円	10,710,984円
調整後の定期受取額*(A)	301,810円	304,259円	306,748円	308,641円
源泉徴収税額 (B)	1,810円	4,259円	6,748円	8,641円
実際に受け取る定期受取額 (A)-(B)	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
定期受取後の積立金額①-(A)	10,098,190円	10,197,858円	10,299,024円	10,402,343円
定期受取後の年金保証額	9,700,000円	9,400,000円	9,100,000円	8,800,000円

上記の数値はシミュレーションにもとづいた数値であり、将来の積立金額等をお約束するものではありません。

※ご契約日より5年以内に定期受取金を受け取る場合に、積立金額が一時払保険料(過去に必要経費として算入した部分は除く)を上回っていると、源泉分離課税に対応するための調整額が積立金額から取り崩されて指定した定期受取額に上乗せされます。

# 解約について

## 全部解約について

ご契約の全部を解約して、解約日の翌営業日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。

### <注意事項>

ご契約日から7年未満の解約では、解約時積立金額から解約控除額が差し引かれます。

$$\text{払戻金額} = \frac{\text{解約時積立金額} - (\text{解約控除対象額} \times \text{解約控除率})}{\text{解約控除額}}$$

※ご契約日からその日を含めて8日以内(8日目が非営業日である場合は翌営業日まで)の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払い戻しいたします。

## 一部解約について

ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

### <注意事項>

- 一部解約請求額が年間で一時払保険料相当額の3%を超える場合、超過額については解約控除の対象となります。
- 契約後、最初の年単位の契約応当日以前に一部解約を請求された場合、一部解約請求額が年間で一時払保険料相当額の3%以内であっても、解約控除の対象となります。
- 一部解約請求額が、契約後、最初の年単位の契約応当日以降、年間で一時払保険料相当額の3%を超える場合、一時払保険料相当額の3%までの部分は、基本保険金額が一部解約請求額分減額されます。一方、一時払保険料相当額の3%を超える部分については、積立金額に対する超過額の割合に応じて基本保険金額が減額されます。
- 一部解約後の基本保険金額は100万円以上かつ積立金額は50万円以上である必要があります。
- 一部解約請求書類のハートフォード生命受付が完了した日を一部解約日とし、その翌日から効力を生じるものとします。
- 一部解約が発生した場合、定期受取の受取は停止します。

## ご契約について

被保険者(保険の対象となる方)	0歳から75歳まで。	
年金受取人(年金を受け取る方)	ご契約者または被保険者。	
基本保険金(一時払保険料)の範囲	200万円以上、1万円単位。上限3億円。 (ただし、他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません)	
基本保険金(一時払保険料)の増額	100万円以上、1万円単位。増額後の上限3億円。 (ただし、他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません) 増額は、ご契約日からその日を含めて8日目(8日目が非営業日である場合は翌営業日)の翌日以後第3回目の契約応当日の前日まで取り扱います。 (※76歳で迎える契約応当日以後のお取り扱いはできません。 ※第2保険年度の増額保険料の合計額および第3保険年度の増額保険料の合計額は、それぞれ初回の一時払保険料以下となります。)	
運用期間	15年以上90年以下、1年単位。 (被保険者が90歳で迎える契約応当日の前日までの範囲)	
告知	医師による診査は不要。(職業告知のみ)	
年金受取開始日の変更	現在の年金受取開始日より後への変更	被保険者が90歳で迎える契約応当日まで年単位の各契約応当日から選択。
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	現在の年金受取開始日より前への変更	最低運用期間経過後であれば、年金受取開始のお申し出のあった日の次の契約応当日より年金受取を開始。
	クーリング・オフ制度の対象です。 ●申込者または契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、ハートフォード生命本社へ書面での郵便によるお申し出によりお申し込みの撤回等することができます。 ※取扱代理店へお申し出をいただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。 ●お申し込みの撤回等があった場合は、ハートフォード生命は受領した金額(保険料)を申込者または契約者に全額お返しいたします。	



## ご契約にかかる諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」と「年金の受取期間中の費用（「年金管理費」）」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

### すべての契約者にご負担いただく費用

時期	項目	内容	費用
積立期間中 (毎日、積立金額から控除)	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等 や死亡・災害死亡の保障等 をするための費用	積立金額に対して <b>年率2.36%</b>
積立期間中 (毎日、信託財産から控除)	運用関係費用※	特別勘定の運用にかかる費 用で、特別勘定が投資する 投資信託の信託報酬等	信託報酬は投資信託の 信託財産に対して <b>年率0.42%</b> (税抜 年0.40%)

※運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります(詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください)。

※その他、お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生時に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定ユニットプライスに反映されることになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産の変動等により将来変更される場合があります。

### 年金受取開始日以後にご負担いただく費用

時期	項目	内容	費用
年金の受取期間中 (年金支払の都度、責任準備金から控除)	年金管理費	年金支払の管理にかかる費用	年金額の1%
相続年金の受取期間中 (年金支払の都度、責任準備金から控除)	年金管理費	相続年金支払の管理にかかる費用	相続年金額の1%

### 特定の契約者にご負担いただく費用

時期	項目	内容	費用
解約・一部解約時 (解約・一部解約時の積立金額 または一部解約請求額から控除)	解約控除	ご契約日(増額日)からその日を 含めて7年未満に解約・一部解約 (特別払戻を除く)をされた場合 にかかる費用	解約控除対象額に 対して、経過年数 に応じて定められ た下記の解約控除 率を乗じた額

〈解約控除率表〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

- 運用期間中に増額する場合、増額日から7年未満の解約には解約控除が適用されます。ただし、適用となるのは増額部分のみとなります。
- ご契約日からその日を含めて8日以内(8日目が非営業日である場合は翌営業日まで)の解約(一部解約含む)については、解約控除は適用されません。

### 終身保障に移行した場合の費用

保険関係費用は積立金額に対して**年率2.10%**となります。

\* 特別加算金付最低保証年金特約を付加した商品では、終身保障に移行した場合は特別加算金付最低保証年金特約が消滅するために保険関係費用が変更されます。

# アフターサービスについて

契約者の皆様に対し、ご契約内容、特別勘定の運用報告および引受保険会社であるハートフォード生命の決算内容等について以下のような方法でお知らせいたします。

## 定期的な情報提供

契約者の皆様に対し、ハートフォード生命より郵送されます。



年4回 四半期ごとの情報提供

ご契約状況のお知らせ

3・6・9・12月末のご契約状況を翌月下旬頃に提供。

年1回 事業年度末ごとの情報提供

変額個人年金保険 決算のお知らせ

毎年7月下旬頃に提供。

## ホームページでの情報提供

ハートフォード生命のホームページ上で、特別勘定についてのユニットプライス等の情報をご提供しています。



ユニットプライスは毎日更新 ホームページアドレス <http://www.hartfordlife.co.jp>

## クライアントサービスセンターでの情報提供

ご契約の照会および各種お手続きはハートフォード生命の  
クライアントサービスセンターにて承ります。



クライアントサービスセンター



**0120-167-810**

(祝祭日、年末年始を除く 月曜～金曜9:00～18:00)

ご契約の際には、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の投資する投資信託等についてご説明しています。必ず、ご一読のうえ大切に保管し、ご活用ください。

「ハートフォード投資型年金(定期受取機能付・株60型)」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅰ型2003・特別加算金付最低保証年金特約1510型の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、野村證券株式会社と募集代理店委託契約を締結し、同社の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。

この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

### 生命保険募集人について

野村證券株式会社の取扱者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに効力が成立します。また、野村證券株式会社は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

### 生命保険契約者保護機構について

○万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額、積立金額、払戻金額、将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも死亡保険金額、積立金額、払戻金額、将来の年金額等が削減されることがあります。

○契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

**生命保険契約者保護機構** ■TEL 03(3286)2820 ■ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

引受保険会社

**ハートフォード生命保険株式会社**

募集代理店

**野村證券株式会社**